

# 相続財産の取得費に 加算される相続税の 計算明細書

譲渡者	住所		氏名	
被相続人	住所		氏名	
相続の開始があった日	年 月 日	相続税の申告書を提出した日	年 月 日	相続税の申告書の提出先 税務署

## (1) 譲渡資産が相続又は遺贈により取得した土地等である場合

この特例は、相続財産を相続税の申告期限から3年以内に譲渡した場合に適用されます。なお、明細書の記載に当たっては、裏面の注を参照してください。

譲渡した相続財産	所在地番	/			
	種類	/			
	利用状況	数量	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	譲渡した年月日	/	年 月 日	年 月 日	年 月 日
相続又は遺贈により取得した土地等の相続税評価額の合計額 〔相続税の申告書第15表の の金額、 <sup>29</sup> の相続時精算課税適用財産の価額及び <sup>37</sup> の贈与財産価額のうち土地等の価額を記入してください。〕	Ⓐ	譲渡した相続財産が代償分割により代償金を支払って取得した財産である場合には、裏面の(注)1(6)の算式で計算した金額となります(以下「Ⓐ」及び「Ⓔ」においても同じです。)			
物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額	Ⓑ	_____円			
相続税の課税価格 〔相続税の申告書第1表の + + の金額を記入してください。〕	Ⓒ	_____円			
相続税額 〔相続税の申告書第1表の <sup>21</sup> の金額を記入してください。ただし、贈与税額控除又は相次相続控除を受けている人は、裏面の付表で計算した P 又は Y の金額を記入してください。〕	Ⓓ	_____円			
土地等に係る $\left[ \text{Ⓓ} \times \frac{(\text{Ⓐ} - \text{Ⓑ})}{\text{Ⓒ}} \right]$ 相続税額の計算	Ⓔ	_____円			
前年以前に取得費に加算した金額	Ⓕ	_____円			
取得費に加算できる相続税額 (Ⓔ - Ⓕ)	/	_____円			
取得費に加算される相続税額	Ⓖ	円	円	円	円

平成十六年一月一日以後相続開始用

## (2) 譲渡資産が上記(1)の土地等以外の資産である場合

特例の内容の詳細については、税務署におたずねください。

譲渡した相続財産	所在地番	/			
	種類	/			
	利用状況	数量	m <sup>2</sup> (株)	m <sup>2</sup> (株)	m <sup>2</sup> (株)
	相続税評価額	Ⓗ	円	円	円
相続税の課税価格 〔相続税の申告書第1表の + + の金額を記入してください。〕	Ⓘ	_____円			
相続税額 〔相続税の申告書第1表の <sup>21</sup> の金額を記入してください。ただし、贈与税額控除又は相次相続控除を受けている人は、裏面の付表で計算した P 又は Y の金額を記入してください。〕	Ⓛ	_____円			
取得費に加算される相続税額 $(\text{Ⓛ} \times \frac{\text{Ⓗ}}{\text{Ⓘ}})$	Ⓚ	円	円	円	円

関与税理士	電話番号
-------	------